

委託契約書(案)

委 託 業 務 名	広島国際会議場清掃業務
履 行 場 所	広島市中区中島町1番5号
契 約 期 間	契約締結日から令和12年3月31日 (地方自治法第234条の3に準ずる長期継続契約)
履 行 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日
実施報告書提出期限	別紙仕様書のとおり
検査完了期日(期限)	別紙仕様書のとおり
委 託 契 約 金 額 (5年間分)	契約金額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
請 求 期 限	検査完了後10日目に当たる日まで
支 払 期 日 (期 限)	毎月末日締切、翌日末日とする。 ただし、発注者の検査終了後、請求があった日から起算して30日目に当 たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
支 払 方 法 等	口座振込により別紙「支払内訳書」のとおり支払う。 支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合 には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。 なお、振込手数料が必要な場合は、請求金額から振込手数料を差し引い て受注者に支払う。
契 約 保 証 金	要(契約金額(年額相当額)の100分の10以上)
そ の 他 の 契 約 事 項	公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款のとおり
特 約 事 項	無
適 用 除 外 条 項	無
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 広島市中区中島町1番2号
公益財団法人広島平和文化センター
理事長 香川 剛 廣

受注者

支払内訳書

- 1 日常清掃及び随時清掃、定期清掃（ただし壁面清掃、窓ガラス清掃及び照明器具の清掃を除く）に係る経費
円は、次表のとおり支払うものとする。

区 分	支払回数	支 払 金 額
日常清掃 随時清掃 定期清掃 (壁面清掃、窓ガラス清掃及び 照明器具清掃を除く)	12 回	月額 円

- 2 上記以外の定期清掃、会議場外周部側溝用仮設蓋の設置及び撤去に係る経費 円については、各業務
の実施月ごとに、それに係る経費を前号の実施月分と合算して支払うものとする。

区 分	清掃対象場所	支払回数	1 回あたりの支払金額			請求・支払
			1回目	2回目	3回目	
定期 清掃	エントランスホール、 ロビー等壁面清掃	2 /年	円	円	－ 円	各業務の実施月ごと に、それに係る経費を 前号の実施月分に合算 して請求、支払うもの とする。
	窓ガラス清掃	3 /年	円	円	円	
	照明器具清掃	1 /年	円	－ 円	－ 円	
会議場外周部側溝用仮設蓋 の設置及び撤去		2 /年	円 (5月)	－ 円 (8月)	－ 円	